

ADO 安推・18002

2019年3月22日

国土交通省航空局
安全部長 高野 滋 殿

株式会社 AIRDO
取締役 安全統括管理者 龍神 恒夫

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（報告）

2019年1月14日、ADO130便に乗務予定であった運航乗務員（機長、副操縦士及び第2副操縦士）が、乗務前のアルコール検知器を使用した検査を実施せずに当該便に乗務し、また、同年1月2日、ADO12便に乗務予定の機長が、弊社規定にて禁止している出発予定期間12時間以内の飲酒を行なっていたことが判明したことにより、航空安全に対する社会からの信頼を損ね、また関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけするところとなり、深くお詫び申し上げます。

平成31年3月8日付「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（厳重注意）」につき、これまで講じた対策に加え、追加で検討・実施した措置について、下記の通りご報告申し上げます。

記

1. 2019年1月14日に発生した運航乗務員の失念により乗務前アルコール検査を行わずに運航した件について

(1) 発生概要と発生要因等について

① 概要

2019年1月14日、ADO130便に乗務するため、運航乗務員（機長、副操縦士及び第2副操縦士）が出頭した際、社内規程で乗務前に実施するよう義務づけているアルコール検知器を使用した検査を失念し、これを実施せずに乗務した。

② 調査に基づく会社として認定した問題点

1) 運航乗務員に対する飲酒に関する周知に不足があった。

- ・飲酒関連の周知が一方的な情報発信となっていた。
- ・アルコール検査を実施することの重要性に関する周知が不足していた。

2) アルコール検査において、検査未実施を排除する仕組みとなっていました。

- ・「失念」等のヒューマンエラーに対する事前のリスクの洗い出しが不十分であった。

③ 要因分析

1) 運航乗務員に対するアルコール検査の重要性、実施手順等の周知不足

弊社では、アルコール検知器を使用した検査を昨年 12 月 18 日より開始したが、運航乗務員及び関係者に対する事前の周知はメールや文書の配布が主であり、対面での周知が不足していた。また、アルコール検査の実施が規程化され、アルコール検査を実施する体制となった以降、運航乗務員がアルコールの影響下にないことを証明する唯一の手段はアルコール検査であるが、それを実施しなかった場合に、どのような事態になるか、また、自身がアルコールの影響下になかったことを証明することの難しさについて、組織・個人ともに想像が及んでいなかったものと考えられる。

2) アルコールに関する運航乗務員の規程遵守への意識不足

これまで、会社から運航乗務員に対し、飲酒関連の他社事例や自社のアルコール検査体制についての周知を実施してきたものの、アルコール検査に対する意識が定着しておらず、「失念」を防ぐことができなかった。各運航乗務員にあっては、航空業界内の飲酒事例を他山の石として有効的に活用できず、飲酒問題に当事者意識を持っていなかった可能性が考えられる。

3) 会社のアルコール検査体制の不備

当初、会社が設定したアルコール検査実施要領には、アルコール検知器の配置場所及びアルコール検査実施時期が明確に定まっていなかった。当事案では、運航乗務員の出頭時、ブリーフィングを実施するデスク上にアルコール検知器が配置されておらず、また、出頭後すぐに運航担当者がブリーフィングを開始し、運航乗務員はブリーフィング後にアルコール検査を実施すればよいと考え、検査実施時期を逸したまま失念し、運航を開始してしまった。

アルコール検査実施体制を構築する際、各場面において想定されるリスクの洗い出しを行なっていたが、それが十分ではなく、「失念」というヒューマンエラーを引き起こすスレットを排除する体制とはなっていなかった。

当該手順は主管部署を中心として作成が進められたが、その一連の過程の中で、部門横断的な検討が十分に実施されておらず、多角的な視点を欠いた手順の設定となっていた。

4) 乗務継続の判断

本事案にあっては、運航乗務員の失念によるアルコール検査未実施が発生し、会社は事態を把握した後、当該便到着後の運航乗務員からの報告内容及び到着地でのアルコール検査にてアルコール反応がなかったことから、当該運航乗務員を次便の乗務に就かせることとした。しかしながら、前日の飲酒状況の事実確認や、

アルコール検査を失念した状況についての要因分析を行わずに乗務継続の判断をしたことは、飲酒問題に関する運航安全に対する会社の認識が不足していたと考える。

(2) 再発防止策について

2019年1月29日付弊社報告書において実施することとした再発防止策は、以下の通りである。なお、各項目の進捗状況については、別紙1にて報告する。

① 一次対策

- 1) アルコール検査の必要性を運航乗務員の視覚に訴求すべく、検査機器の視認性を高める。
- 2) 受託航空会社の運航乗務員の出頭が多い新千歳空港において、地上運航従事者の立ち合いとは別にアルコールチェック漏れ防止のための監視要員として弊社社員を配置する。また、同様の中部空港では、アルコール検査実施後、運航乗務員より速やかに羽田乗員部当直へ電話でアルコール検査実施完了を報告する。
- 3) アルコール検査実施のリマインドとして、運航乗務員が出頭時に必ず確認するフライトプランに注意喚起の文言を明記する。
- 4) アルコールチェック運用要領を全面改訂し、アルコール検査はブリーフィング開始前に運航乗務員が揃った状態で実施する事等を明記する。
- 5) 乗員部職制による全運航乗務員を対象とした1対1の面談を行い、アルコールに関する意識の向上とアルコール検査の徹底を図る。
- 6) 安全統括管理者、安全推進部員、乗員部職制及びスタッフに対し管理者向けの飲酒教育を実施する。

② 恒久対策

- 1) 全ての就航空港と主基地(羽田)とのリアルタイム通信が可能なアルコール検知器を導入し、アルコール検査の実施について地上スタッフが常時モニターできる体制とする。
- 2) 乗員健康管理医との面談(年1回)に際して、アルコールに関わるカウンセリングを併せて実施することで、運航乗務員の精神面のモニターと必要に応じたケアを行う。また、会社はカウンセリング等の情報を把握し必要な対応を行う。
- 3) 運航乗務員が参加する会議体において、アルコールの影響及び検査の重要性に関するリマインドを継続的に行うことで、アルコール検査の習慣化と定着を図る。
- 4) 運航便の乗務可否判断に関する初動体制及びその判断基準について社内要領の改訂を行うとともに、乗務可否を判断する者に対し、飲酒事案発生時の対応に関する随時教育を実施する。

③ 社内に対する通達・通知等について

- 1) 乗員部長より全運航乗務員に対し注意喚起メールを発信。(2019年1月14日)

- 2) 乗員部長より全運航乗務員に対し注意喚起文書を発信。(2019年1月15日)
- 3) 安全統括管理者より、アルコール検査未実施時の運航方針について全運航乗務員宛に発信(2019年1月17日)

2. 2019年1月2日に発生した出発予定時刻12時間以内の飲酒事案について

(1) 事象概要と発生要因等について

① 概要

2019年1月2日、ADO12便の運航乗務員が出社しアルコール検査を行ったところ、機長の呼気からアルコール反応(0.07mg/l)が検出された。検出された数値は、同日時点での会社が定める基準値(0.10mg/l)以下であったため当該便の乗務を行ったが、1月23日に実施した会社による調査の結果、当該機長が運航規程にて禁止されている出発予定時刻12時間以内の飲酒をしていたことが判明した。なお、弊社は2018年12月18日からアルコール検査機器を使用した乗務前アルコール検査を開始したが、アルコール基準値を0.10mg/lと定め、当該基準値を超える場合に乗務禁止とする旨規定していた。

② 調査に基づく会社として認定した問題点

1) 規程違反及び事実と異なる申告について

- ・機長は運航規程及びOperations Manual(以下OM)の規定に違反し、出発予定時刻12時間以内に飲酒をしたこと。
- ・機長は1月8日に実施されたヒアリングの際「出発予定時刻12時間以内の飲酒はしていない。」と事実と異なる報告を行ったこと。

2) 安全管理体制

- ・基準値(0.10mg/l)以下の反応に対し、直ちに原因究明を図り、適切な措置を講じるための体制構築が不十分だったこと。

③ 要因分析

1) 当該機長の規程遵守意識の不足

運航規程やOMに規定されている飲酒の禁止時間について認識はしていたが、飲酒に関する規程遵守の意識が希薄であったと考えられる。また、21:30に就寝するまで自室で飲酒をしており、規程を遵守していないのはもとより、翌日の乗務をアルコールの影響のない状態で行なわねばならないという考えが不足していた。

2) 自身のアルコール分解能力に対する過信

アルコールの分解能力に関する一般的な知識が不足しており、自身のアルコール分解能力を適切に把握していなかったものと考えられる。

3) 基準値(0.10mg/l)以下の反応に対し原因究明を図る体制の構築が不十分

1月2日のアルコールチェック記録管理簿に0.07mg/lを測定した記載があるにも

かかわらず、機長が出発予定時刻 12 時間以内に飲酒を行った事実認定に時間を要したことは、アルコール検査時に 0.01 mg/l 以上 0.10 mg/l 以下の数値が出た場合の手順が会社の定める対応要領に定められていなかった事が原因であると考えられる。また、昨年からの会社としての飲酒問題への取り組みに一部不足があり、特に運航乗務員に対するアルコール検査を担うべき乗員部、安全統括管理者を含めた安全推進部門において、飲酒問題についての認識が甘かったことが背景要因として考えられる。

(2) 再発防止策について

2019 年 1 月 29 日付弊社報告書において実施することとした再発防止策は、以下の通りである。なお、各項目の進捗状況については、別紙 1 にて報告する。

① 一次対策

- 1) 「アルコール検査運用要領」を改訂し、アルコール検査において 0.00 mg/l を超える数値が計測された場合にはアルコール検査記録用紙にて報告する体制とし、また、再計測等で 0.00 mg/l が確認できない場合には乗務禁止とする旨明記する。
- 2) 安全統括管理者、安全推進部員、乗員部職制及びスタッフに対し管理者向けの飲酒教育を実施する。
- 3) 全運航乗務員及び運航乗務員を管理する社員に対するアルコール教育 (e-learning) を実施する。

② 恒久対策

- 1) 全ての地方空港に、羽田空港とのリアルタイム通信が可能なアルコール検知器を導入し、各空港のアルコール検査実施状況を羽田空港において一元的に管理する体制を構築する。
- 2) 「アルコール検知時における対応要領」を新規設定し、アルコール反応が検出された場合の情報入手、社内報告及びその後の調査に係る具体的な手順等を定めることにより、組織として迅速な事態の把握並びに適切な事実確認を行うための体制を構築する。
- 3) 出発予定時刻 12 時間以内の飲酒を禁じていることに加え、乗務前日の飲酒量の基準を定める。
- 4) 安全推進委員会の下位組織として「飲酒対策会議」を新設し、飲酒対策を組織的に管理する体制の構築を図る。飲酒対策会議では酒精飲料に係る不適切事案、アルコールに関する教育、アルコール依存に対する対策等飲酒問題全てを統括管理する。
- 5) 乗員健康管理医との面談（年 1 回）に際してアルコールに関わるカウンセリングを併せて実施することで、運航乗務員の精神面のモニターと必要に応じたケアを行う。また、会社はカウンセリング等の情報を把握し必要な対応を行う。

- ③ 社内に対する通達・通知等について
- 1) 乗員部長通達「厳正なアルコール管理について」を全運航乗務員宛に発信（2019年1月24日）
 - 2) 社長メッセージ「法令や社内規程の遵守徹底について」を全社員宛に発信（2019年1月25日）
 - 3) 安全統括管理者より「緊急メッセージ アルコールが検知された場合の乗務停止」を全運航乗務員宛に発信（2019年1月25日）

3. 当該運航乗務員に対する社内措置等

当該運航乗務員（1月14日 ADO130 便機長、副操縦士及び第2副操縦士並びに1月2日 ADO12 便機長）については社内規則に則り、厳正に処分・注意を行った。

4. 厳重注意後の新たな対策

- (1) 安全管理体制について
 - ① 運航乗務員のアルコール検査等に関わる業務を主体的に行う乗員部スタッフに対し、全社員対象のSMS教育に加え、レビューを目的とした追加のSMS教育を実施する。また、乗員部スタッフの転入時教育に前述のSMS教育を追加する。
 - ② 安全統括管理者がアルコール検査実施全基地に安全巡回を行い委託先等に対し、アルコール検査に係る周知の徹底、アルコール検査の重要性の再確認を行う。
 - ③ 2019年度から実施するアルコールに関する教育の対象者について、すでに規定されている運航乗務員、乗務製作成担当者、関連管理部門、経営層に加え、客室乗務員、整備従事者、運航管理者も対象とすることで、運航に直接携わる生産部門全体の飲酒に係る意識向上を図る。
 - ④ 機長連絡会及び班会等を通じて積極的に乗員部スタッフと運航乗務員との双方向コミュニケーションを更に強化し、問題点の洗い出しや周知事項の確認を行えるよう環境を整備する。
- (2) 社内に対する通達・通知等について
 - ① 社長メッセージ「国土交通省からの厳重注意について」を全社員宛に発信（2019年3月8日）
 - ② 安全統括管理者メッセージ「厳重注意交付について」を全運航乗務員宛に発信（2019年3月8日）
 - ③ 安全統括管理者メッセージ「飲酒に関わる不適切事案の再発防止徹底について」を全社員宛に発信（2019年3月22日）

別紙 1

再発防止策の進捗状況（2019年3月22日現在）

(1) 2019年1月29日付弊社報告書における再発防止策

① 一次対策

項目番号	報告書項目番号	再発防止策	対象者	進捗状況	対応状況
1.	1- (2) -①-1)	ブリーフィング実施前のアルコール検知器のセット場所をフライトプラン上へ変更	地上運航従事者	完了	1月19日より実施済み(3月3日終了)
2.	1- (2) -①-2)	アルコールチェック漏れ防止のための監視要員として新千歳空港へ弊社社員を配置、及び中部空港でのアルコール検査実施後、運航乗務員より乗員部へ電話にて報告	乗員部	完了	1月18日午後より実施済み(3月10日終了)
3.	1- (2) -①-3)	フライトプランのDispatcher Comment欄に注意喚起の文言を明記	運航乗務員	継続実施中	1月16日午後より実施済み
4.	1- (2) -①-4)	アルコールチェック運用要領改訂 (アルコール検査はブリーフィング開始前に運航乗務員が揃った状態で実施する事等を明記)	運航乗務員	完了	1月30日実施済み
5.	1- (2) -①-5)	全運航乗務員を対象とし、乗員部職制による1対1の面談を実施	運航乗務員	3月末 完了予定	対象者 122名 94名実施済み(3月20日現在)
6.	1- (2) -①-6) 2- (2) -①-2)	管理者向けの飲酒教育実施	安全統括管理者、安全推進部員、乗員部職制、乗員部スタッフ	完了	対象者 43名。 3月11日までに全員終了済み
7.	1- (2) -③-1)	乗員部長より注意喚起メールを発信	運航乗務員	完了	1月14日発信済み
8.	1- (2) -③-2)	乗員部長より注意喚起文書「M-JOIN 18-010 アルコールチェックを実施せず運航」を発信	運航乗務員	完了	1月15日発信済み
9.	1- (2) -③-3)	安全統括管理者メッセージ「アルコール検査未実施時の運航方針」を発信	運航乗務員	完了	1月17日発信済み
10.	2- (2) -①-1)	アルコールチェック運用要領改訂 (アルコール検査にて 0.00 mg/l を超える数値が計測された場合には記録用紙にて報告する体制とし、再計測等で 0.00 mg/l が確認できない場合には乗務禁止とする)	運航乗務員	完了	1月30日発効済み

11.	2- (2) -①-3)	産業医によるアルコール教育 (e-learning) の実施	運航乗務員、運航乗務員を管理する社員	3月末 完了予定	141名対象 117名実施済み (3月20日現在)
12.	2- (2) -③-1)	乗員部長通達「厳正なアルコール管理について」を発信	運航乗務員	完了	1月24日発信済み
13.	2- (2) -③-2)	社長メッセージ「法令や社内規程の遵守徹底について」を発信	全社員	完了	1月25日発信済み
14.	2- (2) -③-3)	安全統括管理者より「緊急メッセージ アルコールが検知された場合の乗務停止」を発信	運航乗務員	完了	1月25日発信済み

② 恒久対策

項目番号	報告書項目番号	再発防止策	対象者	進捗状況	対応状況
1.	1- (2) -②-1) 2- (2) -②-1)	地方空港と主基地（羽田）でリアルタイム通信が可能なアルコール検知器の導入、及びモニタ体制の構築	運航乗務員	完了	3月4日実施済み 別紙2参照
2.	1- (2) -②-2) 2- (2) -②-5)	乗員健康管理医との面談時（年1回）におけるアルコール関連のカウンセリング実施	運航乗務員	継続実施中	2月分より実施中
3.	1- (2) -②-3)	運航乗務員の会議体（機長連絡会、班会等）におけるアルコール関連情報の継続的なリマインド実施	運航乗務員	継続実施中	1月17日より実施中
4.	1- (2) -②-4)	乗務可否判断に関わる初動体制及びその判断基準の見直し、及び乗務可否判断者に対する随時教育実施	運航品質サポート部	完了	「初動体制処理要領」改訂済み（3月8日発効） 随時教育3月13日、3月15日実施済み
5.	2- (2) -②-2)	アルコール反応が検出された際の対応手順設定及び事実確認体制構築	乗員部	完了	3月4日「アルコール検知時における対応要領」発効済み
6.	2- (2) -②-3)	乗務前日の飲酒量の基準設定	運航乗務員	3月29日 予定	3月29日規定化
7.	2- (2) -②-4)	飲酒対策会議の新設	全社	4月予定	3月29日安全管理規程改定

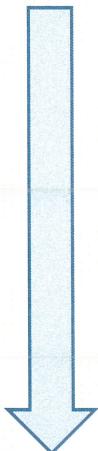
(2) 厳重注意後の新たな対策

項目番	報告書項目番	再発防止策	対象者	進捗状況	対応状況
1.	4- (1) -①	乗員部スタッフ（転入者含む）に対しSMS教育を実施	乗員部スタッフ	4月末完了予定	4月10日「乗員部乗員業務グループスタッフ教育要領」改定
2.	4- (1) -②	安全統括管理者によるアルコール検査実施全基地への安全巡回（対象：羽田、新千歳、函館、女満別、帯広、中部、神戸空港）	地上運航従事者	4月末完了予定	
3.	4- (1) -③	現在実施しているアルコール教育の対象者へ、客室乗務員、整備従事者、運航管理者の追加	運航乗務員、乗務制作成担当者、関連管理部門、経営層、客室乗務員、整備従事者、運航管理者	6月末完了予定	5月1日より実施
4.	4- (1) -④	乗員部スタッフによる運航乗務員の会議体（機長連絡会・班会）への積極的な参加	乗員部スタッフ	4月10日以降開始	4月10日「乗員部乗員業務グループ業務処理要領（I-7）」を改定予定
5.	4- (2) -①	社長メッセージ「国土交通省からの厳重注意について」を発信	全社員	完了	3月8日発信済み
6.	4- (2) -②	安全統括者メッセージ「厳重注意交付について」を発信	運航乗務員	完了	3月8日発信済み
7.	4- (2) -③	安全統括管理者メッセージ「飲酒に関わる不適切事案の再発防止徹底について」を発信	全社員	完了	3月22日発信

以上

アルコール検査体制について

～2019年3月3日



全就航空港



検知器：㈱タニタ HC-211

仕様：吹き込み式

2019年3月4日～

羽田空港



検知器：東海電子(株) ALC-PRO2

仕様：吹き込み式/検査時の画像と数値を送信

その他就航空港



検知器：東海電子(株) ALC-MOBILE2

仕様：吹き込み式/携帯電話と連動し、
検査時の画像と数値を送信

アルコール検査体制

就航空港にてアルコール検査を実施



モニター担当者が検査時の画像と数値を確認



羽田空港